

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令新旧対照条文
毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正	現 行
（毒物） 第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。 一 二二四（略） 二二四の二 弗化スルフル^{いぶ}リル及びこれを含有する製剤 二二四の三（略） 二二五 三十三（略） （劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げるものを劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一 二二八の三（略） 二二八の四 四・クロロ・三・エチル・一・メチル・N・「四・（パ ラトリルオキシ）ベンジル」ピラゾール・五・カルボキサミド及び これを含有する製剤 二二八の五 二二八の十四（略） 二二九 三三十一の二（略） 三三二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲 げるものを除く。 (1) (49)（略） (50) (S)・α・シアノ・三・フェノキシベンジル＝（一R・三R ）・二・二・ジメチル・三・（二・メチル・一・プロペニル）・	（毒物） 第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。 一 二二四（略） 二二四の二（略） 二二五 三十三（略） （劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げるものを劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一 二二八の三（略） 二二八の四 二二八の十三（略） 二二九 三三十一の二（略） 三三二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲 げるものを除く。 (1) (49)（略）

2 (略)	⁽⁵¹⁾ ⁽¹³⁶⁾ (略) 含有するマイクロカプセル製剤 一・シクロプロパンカルボキシラートと(R)・α・シアノ・三 ・フエノキシベンジル＝(一R・三R)・二・二・ジメチル・三 ・(二・メチル・一・プロペニル)・一・シクロプロパンカルボ キシラートとの混合物)(S)・α・シアノ・三・フエノキシベ ンジル＝(一R・三R)・二・二・ジメチル・三・(二・メチル ・一・プロペニル)・一・シクロプロパンカルボキシラート九一 %以上九九%以下を含有し、かつ、(R)・α・シアノ・三・フ エノキシベンジル＝(一R・三R)・二・二・ジメチル・三・(二・ メチル・一・プロペニル)・一・シクロプロパンカルボキシ ラート一%以上九%以下を含有するものに限る。)一〇%以下を
----------	---

2 (略)	⁽⁵⁰⁾ ⁽¹³⁵⁾ (略) (略)
----------	--